

【相生労働基準監督署からのお知らせ】

〔職場における熱中症対策の強化について〕

これまで職場における熱中症予防につきましては、労働安全衛生規則において、「事業者は、多量の発汗を伴う作業場においては、労働者に与えるために、塩及び飲料水を備えなければならない。」旨罰則付きで規定されており、事業者にはそれを遵守していただくほか、毎年5月から9月まで厚生労働省が行っている「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」に定める各種対策を講じていただいております。効果を上げている事例が見られています。

しかし、一昨年、昨年と2年連続で職場における熱中症により死亡された労働者は全国で30人以上であり、死亡災害に至る割合が他の災害の約5～6倍となっていること等から、熱中症による死亡に至らせない、重篤化させないための適切な対策の実施が早急に必要となっており、「熱中症を見つける、判断する、対処する」という基本的な考え方のもと、労働安全衛生規則により、令和7年6月1日から、同規則により定められた環境下の作業（**WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施**）において、「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には罰則付きで義務付けられました。

同規則の施行まで間もないため、このリーフレットを参考にいただき早急に熱中症対策を講じていただきますようお願いいたします。詳しくは、相生労働基準監督署までお問い合わせください。また、「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」等の熱中症予防対策や熱中症に関するあらゆる情報については、厚生労働省ポータルサイト「学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報」をご覧ください。

📄 「学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報」



<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

(問い合わせ先)

相生労働基準監督署 監督・安衛課 担当：今川・西田

電話：0791-22-1020

令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます

職場における 熱中症対策の強化について

熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

**死亡に至らせない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。**

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

1 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ確かな判断が可能となるよう、
① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

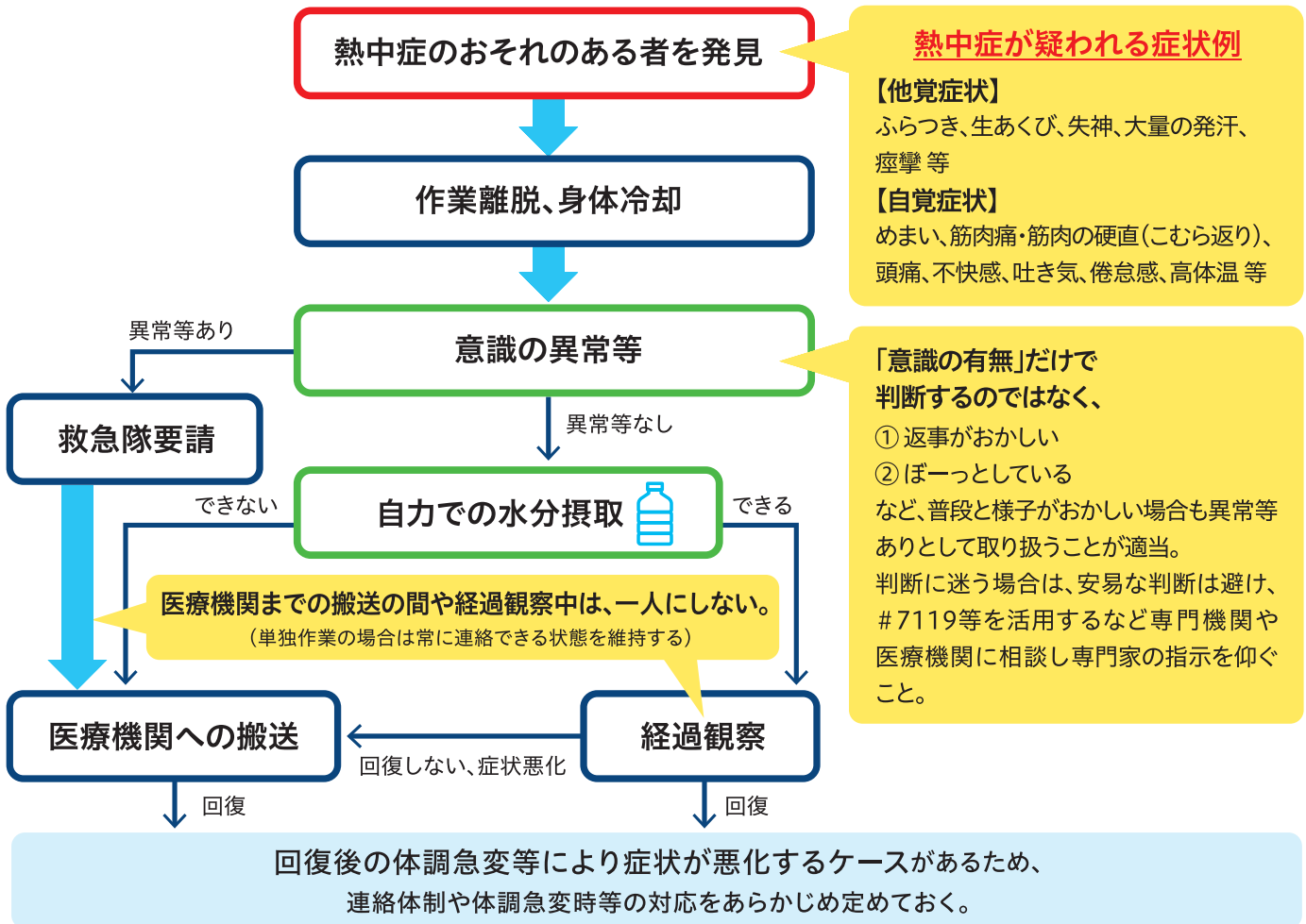
対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。

熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

